個人情報の第三者提供事業等に係る実態調査結果について

平成30年9月26日個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、いわゆる名簿等販売事業者等に関する実態調査を行いましたので、本日、調査結果の概要をご報告いたします。

本実態調査は、改正個人情報保護法において、オプトアウト手続きを行う事業者の当委員会への届出義務、第三者提供時の確認・記録義務に関する規定が設けられたこと等を踏まえ、実施したものです。

1. 名簿等販売事業者における業務状況等

- ○主な取得元は、過去の住民基本台帳(注:2006年11月以降閲覧禁止)、同業者、同窓会名簿等、主な提供先は、呉服店、自動車教習所、学習塾、不動産・金融業等である。
- 〇適正取得を前提とすれば、新データの入手経路の縮小(住民基本台帳の閲覧禁止、改正個人情報保護法による適正取得確認、第三者提供にかかる確認・記録義務の導入等)により、名簿等販売事業の継続は難しくなる傾向にある(一部には廃業等を検討する事業者もいる)。
- 〇個人情報保護法の履行状況(適正取得、確認・記録義務、消費者対応等)についてみると、3分の1程度の届出事業者においては適切な取扱いがなされていることが確認された。

<u>2.今後の対応</u>

○本実態調査の結果を踏まえ、名簿等取扱事業者、一般事業者及び一般 消費者向けに注意喚起を行うとともに、未届事業者に対する届出指導、 届出事業者に対する確認・記録義務の履行等に係る指導等を実施して まいります。

【参考】

・個人情報の第三者提供事業等の実態調査報告書 (URL) https://www.ppc.go.jp/news/survellance/

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局 仲、伊佐坂

電話番号:03-6457-9763